

## 教育福祉常任委員会記録

| 令和4年 第2回定例会 |   |      |   |     |    |    |      |    |    |    |    |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|-------------|---|------|---|-----|----|----|------|----|----|----|----|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 1 日 時       | 令和4年6月15日(水)<br>午前10時00分 開会<br>午後 0時04分 閉会  |      |   |     |    |    |      |    |    |    |    |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 2 場 所       | 議 場   |      |   |     |    |    |      |    |    |    |    |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 3 出 席 委 員   | <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">宇賀神</td> <td style="width: 33%;">敏</td> <td style="width: 33%;">委員長</td> </tr> <tr> <td>鈴木</td> <td>紹平</td> <td>副委員長</td> </tr> <tr> <td>舘野</td> <td>裕昭</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>大貫</td> <td>毅</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>鈴木</td> <td>敏雄</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>谷中</td> <td>恵子</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>鰐原</td> <td>一男</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>大島</td> <td>久幸</td> <td>委員</td> </tr> </table> | 宇賀神  | 敏 | 委員長 | 鈴木 | 紹平 | 副委員長 | 舘野 | 裕昭 | 委員 | 大貫 | 毅 | 委員 | 鈴木 | 敏雄 | 委員 | 谷中 | 恵子 | 委員 | 鰐原 | 一男 | 委員 | 大島 | 久幸 | 委員 |
| 宇賀神         | 敏   | 委員長  |   |     |    |    |      |    |    |    |    |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 鈴木          | 紹平  | 副委員長 |   |     |    |    |      |    |    |    |    |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 舘野          | 裕昭  | 委員   |   |     |    |    |      |    |    |    |    |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 大貫          | 毅   | 委員   |   |     |    |    |      |    |    |    |    |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 鈴木          | 敏雄  | 委員   |   |     |    |    |      |    |    |    |    |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 谷中          | 恵子  | 委員   |   |     |    |    |      |    |    |    |    |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 鰐原          | 一男  | 委員   |   |     |    |    |      |    |    |    |    |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 大島          | 久幸  | 委員   |   |     |    |    |      |    |    |    |    |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 4 欠 席 委 員   | なし  |      |   |     |    |    |      |    |    |    |    |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 5 委員外出席者    | 小 島 実 副議長   |      |   |     |    |    |      |    |    |    |    |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 6 説 明 員     | 別紙のとおり  |      |   |     |    |    |      |    |    |    |    |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 7 事務局職員     | 小 杉 局長<br>安 生 書記  |      |   |     |    |    |      |    |    |    |    |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 8 会議の概要     | 別紙のとおり  |      |   |     |    |    |      |    |    |    |    |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 9 傍 聴 者     | 1人  |      |   |     |    |    |      |    |    |    |    |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |

教育福祉常任委員会説明員

| 職 名      |                               | 氏 名   | 人 数 |
|----------|-------------------------------|-------|-----|
| 副市長      |                               | 福田 義一 | 1名  |
| 教育長      |                               | 中村 仁  | 1名  |
| 保健福祉部    | 保健福祉部長                        | 亀山 貴則 | 12名 |
|          | 厚生課長                          | 羽山 好明 |     |
|          | 障がい福祉課長                       | 高橋 学  |     |
|          | 高齢福祉課長                        | 中村 陽子 |     |
|          | 介護保険課長                        | 星野 栄一 |     |
|          | 保険年金課長                        | 谷津 勝也 |     |
|          | 健康課長                          | 東城 朋子 |     |
|          | 厚生課長補佐兼保護係長                   | 松島 誠  |     |
|          | 高齢福祉課長補佐兼地域包括ケア推進係長           | 長谷川ルミ |     |
|          | 介護保険課長補佐兼介護認定係                | 根本 幸子 |     |
|          | 保険年金課長補佐兼保険事業係                | 高根澤秀明 |     |
|          | 新型コロナウイルス感染予防対策室長             | 古橋 芳一 |     |
| こども未来部   | こども未来部長                       | 黒川 勝弘 | 6名  |
|          | 子育て支援課長                       | 杉山 芳子 |     |
|          | 保育課長                          | 小堀満美子 |     |
|          | こども総合サポートセンター長                | 飯塚 利幸 |     |
|          | こども支援係長                       | 福田 昌子 |     |
|          | 保育課長補佐兼保育認定係長                 | 白井香代子 |     |
| 教育委員会事務局 | 教育次長                          | 高橋 年和 | 11名 |
|          | 教育総務課長                        | 郷 昭裕  |     |
|          | 学校教育課長                        | 大貫 照実 |     |
|          | 生涯学習課長                        | 金子恵美子 |     |
|          | 文化課長                          | 渡邊 靖  |     |
|          | スポーツ振興課長                      | 仲田 順一 |     |
|          | 国体推進室長                        | 大場 隆光 |     |
|          | 学校給食共同調理場長                    | 秋本 敏  |     |
|          | 図書館長                          | 大貫 陽子 |     |
|          | 川上澄生美術館事務長                    | 向田 和子 |     |
|          | 学校教育課長補佐兼指導係長<br>兼教育研究所付担当副主幹 | 清野 竜一 |     |
| 合 計      |                               |       | 31名 |

## 教育福祉常任委員会 審査事項

- 1 議案第40号 専決処分事項の承認について（令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第12号））
- 2 議案第41号 専決処分事項の承認について（令和3年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算（第3号））
- 3 議案第42号 専決処分事項の承認について（令和3年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））
- 4 議案第45号 令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第2号）について
- 5 議案第58号 令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第3号）について
- 6 陳情第6号 スケートボード練習場の設置を求める陳情

令和4年第2回定例会 教育福祉常任委員会

○宇賀神委員長 開会に先立ちまして、お願いをいたします。

委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、ご面倒でもお近くのマイクにより、明瞭にお願いいたします。

また、付託された議案については、慎重な審議の上、スムーズな進行をお願いいたします。

それでは、ただいまから教育福祉常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案5件、陳情1件であります。

それでは、早速審査を行います。

はじめに、陳情第6号 スケートボード練習場の設置を求める陳情につきましては、陳情の趣旨を述べるため、陳情人にお越しをいただいておりますので、陳情第6号から審査したいと思いますのですが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○宇賀神委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、陳情第6号 スケートボード練習場の設置を求める陳情を議題といたします。

この件につきましては、鹿沼市議会基本条例第6条第3項の規定により、陳情者である大竹有希子様にお越しをいただいておりますので、陳情人の入室を許可します。

(陳情人入室)

○宇賀神委員長 大竹様、お疲れ様です。

早速ですが、スケートボード練習場の設置を求める陳情について、5分程度で説明をお願いします。

○陳情人 おはようございます。

鹿沼市スケートボード協会の代表、大竹有希子と申します。本日はよろしく申し上げます。

喘息を持っていますので、途中咳込むことがありましたら、少し席を外させていただきます。

2020年の東京オリンピック新種目であるスケートボード競技にて、日本は男子・女子ともに金メダルを獲得したことは記憶に新しいところですが、さらに4月に行われたアクションスポーツの国際競技会、「Xゲーム」で、日本男子はストリート部門、女子はパーク部門にて、1位から3位の表彰台を独占し、話題となりました。

全国的には、およそ100万人の愛好者がいると言われてこのスポーツは現在、小学生を対象とした、好きなスポーツの人気ランキングで、野球、バスケットボールに次いで3位につける人気スポーツとなっており、海外では、スケートボードを通じ、練習場を

教育施設や、厚生施設として既に利用されております。

大人から子供まで幅広い世代の愛好者を持つスケートボード、愛好者数は飛躍的な急増を見せ、栃木県内はもちろんのこと、私たち鹿沼市でも愛好者が次々と増えています。

しかし、以前オリンピックに参加した多くの選手が、スケートボードを練習するためのパークがないため、設置してほしいとお話されていましたが現状です。

事前にお配りしました、日本地図が印刷されている資料、公共スケートパーク分布図、こちらは、NPO法人日本スケートボード協会が、練習場の数を調査したものです。

オリンピックの新種目になっていない 2017 年から新種目になった東京オリンピック後の 2021 年の練習場の数を見てみると、スケートボードがスポーツ競技として認知されてきたことがわかると思います。

ほんの一例を資料にしましたが、練習場には、廃校の体育館やプールをリノベーションした場所、道の駅の一角、キャンプ場に併設した場所など、様々です。

スケートボードとスノーボードの二足のわらじで有名な北京オリンピック、スノーボードハーフパイプ、金メダリストの平野歩夢選手、彼の原点も元は市民会館として使用されていた場所を改修してできた練習場で、地域が支え、世界の頂点にたどり着いたことが非常に有名です。

このように、様々な場所で、スケートボードの練習場は増加傾向ではありますが、栃木県内の練習場は、残念ながら、わずかなため、車の免許を所持していない若者や、まだまだ急増するスケートボード愛好者にとっても対応できている状況ではありません。

私たちは、皆さんにお考えいただきたいことがあります。

野球をするのは野球場、サッカーをするのはサッカー場があります。

では、スケートボードの練習する場所はどこでしょうか。

野球やサッカーのように、練習場があれば、チームをつくり、練習や試合ができ、競技が繁栄していきます。

私たちの行うスケートボードに関しては、練習する場所が現在ないため、仕方なく公園や歩道、駐車場で練習する光景も多々見受けられます。

既に何年もこの状況に変化が見られず、どこで練習しようとしても、歩行の邪魔になる、音がうるさいなどと言われ、スケートボード禁止の看板をつけられ、伸び伸びと練習する場所は与えられるどころか、追い出されています。

これからも増えていくだろうと思われる愛好者、既に何年も練習を重ね、プロライダーになる目標があるような愛好者、親子でスケートボードを楽しむ愛好者などが堂々と練習できる環境の整備を願いつつ、陳情書を提出することにいたしました。

今回、地元の有志の愛好者が集めました署名が 1,471 名分です。

さらに、今手元にはございませんが、未回収の署名が 100 名ほど追加であると報告がありました。

私たち鹿沼市スケートボード協会は、スポーツを通じての青少年育成、地元住民のコミ

コミュニケーションの場としての観点からも、スケートボードの練習場の設置を強く要望いたします。

次回オリンピックに向けてのアピールにもつながると思いますので、ぜひご検討よろしくをお願いいたします。

○宇賀神委員長 陳情人の説明は終わりました。

陳情人に確認したいことはありますか。鈴木委員。

○鈴木委員 先ほどの日本地図で、栃木県の場合は1カ所ということになっていますけれども、それは栃木県のどこに設置されているのですか。

○宇賀神委員長 大竹様、答弁お願いします。

○陳情人 日光市にあります、丸山公園です。

ただ丸山公園も、スケートボード用語でセクションと呼ばれる障害物が、管理が行き届いていない状態で、ボロボロだったり、滑る面がめくれ上がったりという状態です。

○宇賀神委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうすると、あまりそこを利用される方は、そんなに多くはないということですか。

○宇賀神委員長 大竹様。

○陳情人 利用している者はいるのですが、多くの利用者は、民間経営の場所に行って練習をしたりが多いと思います。

○宇賀神委員長 はい、鈴木委員。

○鈴木委員 何回も質問。

そうすると、スケートボードをやっている人は、その民間経営で結構あるのですね。そこで練習しているということですね。

○宇賀神委員長 大竹様。

○陳情人 民間経営もあるのですが、なかなか経営がうまくいかず、増加というよりは、減少していることが多く、あと鹿沼市から見て、とても若者が自転車で行ける距離にはないので、はい。そうですね。

○宇賀神委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 鰐原です。私どもはね、希望という会派をつくっているのですよ。

4人の会派ですが、鈴木毅議員と、橋本修議員と佐藤誠議員と、そして私、鰐原なのですが、そちら様からね、陳情書が出まして、私はもう75になるので、スケートボードのこと、本当に新しいスポーツなのでわかりません。

それで、理解を深めるために、4人で視察に行ってきました。

1カ所は、隣の茨城県の笠間市にあるスケートパークです。それと、そこで聞いて、すばらしいところがあるよということで聞いたのが、三重県の松阪市のスケートパークでした。

これはいずれも競技がやれるスケートパーク場です。

全日本の大会とかね、国際大会がやれる本格的なものですけれども、そこにはやはりね、初心者もできるように、そういう場所が設置されているのですよ。

先ほど民間では難しいという話がありましたけれども、確かに難しいと思います。

これらはいずれもね、笠間市なら笠間市がね、国のお金を導入していただいてね、つくって、笠間市の場合は、民間の会社に任せたと。

そして、松阪市もやはりね、総合運動場の中に、そのスケートボード場をつくってね、やはり市で直轄でやっています。

それで、やはり私どもは、結論としてね、希望会派の結論としては、やはりこういうものは必要だという結論に達していますけれども、この陳情書を見ると、そういう本格的な国際大会や、日本の大会ができる競技場を目指しているのか。

ただ単にね、皆さんに迷惑をかけないように、そのスケートボードの愛好者が練習する場所を設けてほしいというような希望なのか、差があるものですから、どちらを、この陳情書は目指しているのかなと思ひまして、お聞きしたいと思います。

○宇賀神委員長 大竹様、お願いします。

○陳情人 もちろん土地と予算の問題もあると思いますので、そちらの面で作れるのであれば、次回のオリンピックに向けて、アピールもできると思いますので、大きな競技ができる、大きなパークがよいかと思います。

ただ、私、そうですね。競技者も、様々なレベルがいると思いますので、もちろんその初心者や、若者、子供たちが楽しくできる場所を目指していて、そのスケートボード練習場のレベルとしては、中級者ぐらの練習場で、もしその予算や土地に無理があるのであれば、そうですね。最低面積の 600 平方メートルなどでもよいのではないかなと考えております。

○宇賀神委員長 はい、鰐原委員。

○鰐原委員 あのね、施設があれですけれども、先ほど、子供たちが自転車で遊びに行ける場所と言いますが、大体車でね、保護者というか、親にね、車で送って来てもらって、そこで練習するなり、楽しむなりしているのですよね。

ですから、ある程度のね、敷地があって、トイレがあって、駐車場があるということがやはり最低条件になるかと思うのですけれども、ぜひ私どもは目指してね、この陳情を、本当にいい陳情だなと思っているのですよ。

ですから、いきたいというのが、私どもの考えです。ありがとうございました。

○宇賀神委員長 ほかに確認事項はありませんか。鈴木委員。あ、大貫委員。すみません。失礼しました。

○大貫委員 大貫です。

ちょっとお聞きしたいのですけれども、ちなみに全国ではおおよそ 100 万人の愛好者がいるということですが、ちなみに鹿沼ではどのぐらいの方がいらっしゃるのか、わかればお聞きしたいのと、それからこの協会は、どんな活動をされているのかなという

のをちょっとお聞きしたいのと、その愛好者の方は、ちなみに今は鹿沼市内だと、どんなところで、練習したりしているのか。はい。

それから、もしですよ。もし、鹿沼市でこういうものをつくるとしたら、協会さんとしては、「あの辺の場所ならできるんじゃないの」みたいな、何か目星をつけていたりするところがあるのか。

また、まあ、できたとして、では、誰が管理をしていくのか、運営していくのかというのは結構大きな問題になると思うのですけれども、例えばその協会さんのほうで、「じゃあ運営を私たちでやる」とか、そういう意欲とかお持ちなのか、ちょっとお聞きしたいと思うのですけれども。

○宇賀神委員長 答弁をお願いします。大竹様。

○陳情人 まず、鹿沼市のスケートボード愛好者で把握している人数はおよそ 200 人です。

うち、成人が 32.5%。中高生が 36%で、小学生以下が 20.5%、あと年齢は出てないのですが、恐らく滑り始めた人、11%というところですよ。

それから鹿沼市在住のスケートボード愛好者が滑る場所は、車で移動できる方は、県外や、小山、栃木市、佐野市、先ほど言いました日光市などに行っております。

車がない若者は、私が把握している場所では、戸張町のさがみ典礼の駐車場、黒川の河川敷、カラオケ店のまねきねこ、いちごアリーナ、あとは日吉町と、国道 293 号線、晃望台公園の近く、木工団地で見たり、そういう情報は聞いています。

すみません、あと一つ、ごめんなさい。

○大貫委員 自分でも忘れてしまったぐらいいっぱい質問してしまって、すみません。

協会というのは、どんな活動されているのかとか、あと何か、協会さんで目ぼしいところ、例えば、こんなところにあつたらいいなというのはあるのかとか。

○陳情人 はい。現在、鹿沼市スケートボード協会の人数は 10 名で、活動内容は、滑る場所がないので、集まって、その民間のスケートボード場に遊びに行っている、競技しているという内容で、それで、あと、そうですね、主な内容は署名活動だったので、署名活動の大体打ち合わせをしたり、あとは、そうですね、スポーツ協会に入るために、どうしたらいいかという、はい、内容で話し合っています。

○宇賀神委員長 あと、大竹さん、もしつくとすれば、どのような場所があるかという。

○陳情人 つくとすればですね、鹿沼市花木センターの道の駅化計画というのは、私も拝見して、その中に組み込むことができたらいいなと思っております。

愛好者も年齢層が本当に 4 歳ぐらいから、50 代の方とかもいらっしゃるので、老若男女、いろんな方に見ていただいていたらいいなと思います。

あと、まだ先ですが、スノーピークさんのキャンプ場があると思うので、そちらにまぜていただけたらうれしいなと思っております。

そのほか、先ほども言いましたが、廃校のリノベーションなどで、リノベーションなどができたらと考えております。

- 大貫委員 一つ聞きたかったのは、協会さんで、例えば、ある程度何か実現しそうになったときにも、自分たちでも運営をしていくとか、例えば、「じゃあ、この廃校を利用していいよ」となったときに、例えば、「じゃあ、自分たちでも資金集めしようか」とか、そういう思いとかはあるのでしょうか。
- 陳情人 そうですね。わずかながら寄附金も集まっていますし、あとは、学生や主婦の方なども、土日、夏休み中の際は手を貸してくれるので、そういったことに関しては問題ないと思います。
- 宇賀神委員長 ほかに確認事項はありませんでしょうか。  
確認事項もないようですので、ここで陳情人の退席を求めます。  
お疲れ様でした。  
(陳情人退室)
- 宇賀神委員長 それではまず、陳情第6号について、各委員の意見や考えや、意見、考えや執行部に対する確認を行った上で、結論を出したいと思いますが、ご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)
- 宇賀神委員長 ご異議なしと認めます。  
それでは、各委員の意見、考え等をお願いします。  
意見、考え等のある方は挙手をお願いします。谷中委員。
- 谷中委員 先日の一般質問で、佐藤議員のほうで、この質問したと思うのですがけれども、そのときに教育次長のほうからは、それに対する答弁というか、それがあったと思うのですね。  
かいつまんで、いいところもちろん子供たちが頑張るところと、あと問題点というの、多分いくつか言ってくださったのですがけれども、もうちょっとそこを、それをちょっとお聞きしたいのですがけれども、大丈夫でしょうか。資料はお持ちでしょうか。  
あ、誰でもいいのですがけれども、それをちょっと聞きたいのですがけれども、大丈夫ですか。
- 宇賀神委員長 高橋教育次長。
- 高橋教育次長 教育次長の高橋です。  
次長からということでしたので、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。  
一般質問におきましては、スケボーパークというご提案でしたので、練習場というよりは、ある程度総合的な、先ほど鰐原議員からご紹介ありましたけれども、当日も質問者である佐藤議員のほうから、県立公園の笠間公園の指定管理の事例とか、松阪市の総合運動公園の例を挙げていただきましたので、総合的な、本当に大会もできるようなものということでありましたので、現時点では、スポーツの関係のものにつきましては、都市公園のものを使っておりますので、修繕がまだまだ追いつかない状態ということもありましたので、新設は今のところ考えてないというお話をさせていただいたのと。

民間の動きも結構ありますので、先ほどいくつか事例も挙げ、陳情者から、事例も挙げていただきましたけれども、全国的にはそういう事例もありますので、そういう動きにまず、期待したいというふうに思っております。

あと、あわせて、スポーツという観点でいきますと、アーバンスポーツになりますが、今、協会さんのほうでもいろいろ動きがあるようですけれども、まずはスポーツとしては、しっかりとした指導者がいて、一過性ではなくて、それが代々つながっていくためには、練習から、準備体操から練習から、あとはリーダーを育てるとかという、一貫性のものがあって、スポーツ協会への加入も考えているようですので、そういう点からの活動も期待したいなと思っておりますので、現時点では、急につくるかと言われた場合には、非常に「考えてない」という答えをさせていただきました。以上です。

○宇賀神委員長 ほかに意見や考え等のある方はいませんか。鰐原委員。

○鰐原委員 私は、陳情者の中での質問で述べましたようにね、やはりせっかくこういう陳情が出たわけですから、採択していただいて、それに対して市のほうで準備をしていく。

そういうことが、市のね、一歩前進に結びつくのではないかと思います。よろしくお願いたします。

○宇賀神委員長 はい、大島委員。

○大島委員 確かにスケートボード、注目されてきたということで、若い人はやりたい人が増えるのかなと思うのですけれども、この資料を見ると、その競技施設、スケートボードだけではなくて、BMX、マウンテンバイクとか、あと多分ローラースケートとか、そういった競技も複合的に練習できるような場所を目指しているような趣があったり、それと、今指導者の話が出ましたけれども、ルールの問題とかですね、維持費とか、管理費、それと、その管理マニュアルとか、いろいろあると思うので、できれば我々もそこら辺はもう少しきちんと勉強して、そういったものを、いろいろ揃えた上で、こういったものが適切ではないかなという提案ができる段階になってから、採択でもいいのかなと思うのですけれども、まず自分たちで少し勉強したらどうですかね。

○宇賀神委員長 ほかに、舘野委員。

○舘野委員 このスケートボード場、練習場、あればって、いいなという判断なのですけれども、まずはこの委員会の中で、やはりこのスケートボードの練習場に対しての、このあり方というか、それをもう少し皆さんで勉強しながら、やっていって、一旦今回、私は賛成の立場ではいるのですけれども、少しその勉強というか、その研究の場をちょっとつくっていただきたいなというのが一つありますので、一旦、今回の陳情に対しては一旦継続で、もしお願いできればというのが一つの意見です。

○宇賀神委員長 はい。

はい、谷中委員。

○谷中委員 私も、いろんな種類のスポーツをやらせていただいて、やっぱりそれをやるためには、その会場というか、やっぱりバレーボールだったらバレーボールのコートだった

り、テニスにしてもテニスコート、サッカー、それから野球ということで、先ほど陳情人の方もおっしゃいましたけれども、やはりそういうものがないと、プレーができないというものもあって、それで、ましてこのスケートボードということで、そういう平らなところがないと、結局広いところがないと練習できないということで、今やはり困っているということもありますので、いろんな施設の、鰐原さんから先ほど説明を聞いてしまうと、「あ、こういうものあったらいいな」って、夢はどんどん大きくなってしまいますけれども、現実、今鹿沼市で、今つくるとしたら、「このくらいの規模で」というのもちょっと自分の中ではいろいろ、大体どの辺だったらできるのかなとか、やはり整備も、平らな面だけがあればいいのか、それとも、ちょっと何か附属物も、せっかくですからつけたほうがいいのか、いろいろやはり考えたいことがあるので、私もできればちょっと勉強させていただきたくて、継続をお願いしたいなと思います。

○宇賀神委員長 はい。

ほかに、はい、大貫委員。

○大貫委員 確かに、今、このスケートボードとか、こういうストリート系のスポーツみたいなので、人気が出てきて、これからの多分スポーツなのだろうと思うんですね。

そういう意味では、そういうものをこれから育成していくというのも一つの方向性としてはありなのだろうと思うのですが。

ただ、まだ鹿沼でも、愛好者 200 人程度ということですから、これからの、まさに本当に「これから」ということなのだろうと思うので、ただし、いや、JRの駅前でスケートボードをやっていると追い出されてしまうとか、そういう側面もあると思うので、やっぱり練習を安心してできるような場所を、今の既存の公園の中とか、そういうところにも、行政として確保してあげて、みんなの、それぞれの愛好者の工夫で利用してもらいたいな、というふうな、まずはその小さく、何か、産んで大きく育てるではないですが、既存の施設で使えるような場所を、例えば協会の人と協議をしながら、「じゃあ、ここはスケートボードとして利用していいよ」とか、そういうのもあってもいいのかなと思っています。

ただ、まだまだ、ちょっと大規模なものを予算をかけてというのは、ちょっと時期尚早なのかなという気はいたしているのですが。

まあ、我々も勉強しなくてはいけないかなと思いますので、もし継続ということであれば、それは私も同意をしたいと思います。

○宇賀神委員長 はい。

ほかにございませんでしょうか。継続という意見も、はい、鰐原委員。

○鰐原委員 継続か、採択か、不採択か、陳情ですから、決をとっていただきたいと思います。

意見は、まだほかがあれば、お聞きすることにしても、最終的には決をとっていただきたいと思います。

- 宇賀神委員長 はい。
- それでは、発言が出尽くしたようですので、陳情第6号の取り扱いについて、採決を行います。
- お諮りいたします。
- 陳情第6号について、継続審査とする委員の挙手を求めます。
- (挙手多数)
- 宇賀神委員長 はい。ありがとうございました。
- 挙手多数であります。
- 鰐原委員 採択の意思もきちんと聞いておいてください。
- 宇賀神委員長 はい。
- 鰐原委員 採択の意思もきちんと聞いておいてください。何名だったか。
- 宇賀神委員長 それでは、陳情第6号を採択とするか、不採択とするか、挙手採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 宇賀神委員長 ご異議なしと認めます。
- お諮りいたします。
- 陳情第6号について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
- (挙手少数)
- 宇賀神委員長 はい。ありがとうございました。
- それでは。
- 鰐原委員 委員長、暫時休憩。
- (「賛成」と言う者あり)
- 宇賀神委員長 それでは、暫時休憩といたします。
- 再開は、10時45分といたします。
- (午前10時35分)
- 宇賀神委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。
- (午前10時47分)
- 宇賀神委員長 陳情第6号について、継続審査とする意見の、挙手多数でありました。
- したがって、陳情第6号については、継続審査することに決しました。
- 次に、議案第40号 専決処分事項の承認について(令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第12号))のうち、教育福祉常任委員会予算を議題とします。
- 執行部の説明をお願いします。羽山厚生課長。
- 羽山厚生課長 厚生課長の羽山です。よろしくお願いいたします。
- 議案第40号 専決処分事項の承認について(令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第12号))中、保健福祉部所管の主な歳入、歳出についてご説明いたします。
- まず、歳入についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書、5ページをお開きください。

上から6段目、13款分担金及び負担金、1項2目民生費負担金の説明欄2行目、やまびこ荘給付費負担金1,543万円の増につきましては、令和3年4月からの報酬単価の改定等により増額したものであります。

次に、その下の段、14款使用料及び手数料、1項3目衛生使用料の説明欄2行目、休日夜間急患診療所使用料3,000万円の減につきましては、休日夜間急患診療所の、診療実績により減額するものであります。

次に、7ページをお開きください。

上から2段目、15款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金、1節の説明欄2行目、障害者自立支援事業費国庫負担金3,578万4,000円の減につきましては、介護訓練費等給付費などに係る交付決定に伴う決算見込みによるものであります。

次に、一番下の段、16款県支出金、1項1目民生費県負担金、1節の説明欄2行目、後期高齢者医療保険基盤安定県負担金、95万4,000円の減につきましては、後期高齢者医療保険料の低所得者軽減額に対する県負担金の交付決定によるものであります。

次に、11ページをお開きください。

上から2段目、21款諸収入、4項3目雑入の説明欄4行目、生活保護法返還金、1,529万4,000円の増につきましては、年金の遡及受給等による保護費返還金の実績見込みに基づき、増額となるものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

13ページをお開きください。

一番下の段、3款民生費、1項1目社会福祉総務費の説明欄、1つ目の丸、後期高齢者医療広域連合負担金7,860万2,000円の減につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合の令和2年度決算の確定により、本市の負担金額が確定したことによるものであります。

次に、同じ説明欄、3つ目の丸、後期高齢者医療特別会計繰出金1,353万2,000円の減につきましては、保険基盤安定化分の決算見込み及び、健診事業費等の事務費分の決算見込みにより減額するものであります。

次に、15ページをお開きください。

一番下の段、3款民生費、3項1目、施行事務費の説明欄1行目の丸、生活保護運営対策事務費1,700万円の減につきましては、生活福祉資金の特例貸付を終了した世帯等で、さらに支援が必要な場合に支給をいたします、生活困窮者自立支援金及び家賃の支払いが困難な場合に、家賃相当額を支給する住居確保給付金の実績見込みによるものであります。

次に、同じ段の2目になりますが、扶助費の説明欄1行目の丸、生活保護扶助費、1億600万円の減につきましては、生活扶助費等の実績見込みによるものであります。

次に、17ページをお開きください。

一番上の段、4款衛生費、1項1目保健指導費の説明欄1つ目の丸、保健衛生事務費1,525万2,000円の減につきましては、PCR検査費用助成制度について、栃木県が無料のPCR検査を実施したことにより、利用実績が少なかったこと、また、地域外来・検査センター運営業務において、感染者の少ない時期に一定期間、業務を休止したことなどにより減額するものであります。

次に、同じ説明欄2つ目の丸、子育て保健サービス事業費1,860万円の減につきましては、妊婦健診等の実績によるものであります。

次に、同じ段の、今度は2目でございますが、予防費の説明欄1つ目の丸、はい。予防接種費2,600万円の減につきましては、日本脳炎ワクチンの不足によるワクチン購入数及び予防接種の実施回数の減少などによるものであります。

以上、議案第40号 専決処分事項の承認について（令和3年度鹿沼市一般会計補正予算第12号）中、保健福祉部所管の主な歳入歳出についての説明を終わります。

○宇賀神委員長 はい、杉山子育て支援課長。

○杉山子育て支援課長 子育て支援課長の杉山です。よろしく願いいたします。

議案第40号 専決処分事項の承認について（令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第12号））中、こども未来部所管の主な歳入、歳出についてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書、7ページをお開きください。

2番目の段、15款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金、2節、児童福祉費国庫負担金の説明欄、施設型給付・地域型保育給付等事業費国庫負担金4,168万7,000円の増につきましては、保育に係る給付費の実績によるものであります。

その下の児童手当費国庫負担金1,611万3,000円の減と、児童扶養手当費国庫負担金、349万円の減につきましては、それぞれの手当扶助の実績によるものであります。

その下、3番目の段、15款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金、1節、社会福祉費国庫補助金の説明欄、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費国庫補助金117万5,000円の減につきましては、新型コロナウイルス感染症長期化の影響により、国が子育て世帯に対し、特別給付金を支給するための補助金であり、その実績によるものであります。

その下の2節、児童福祉費国庫補助金の説明欄、児童福祉総務事務費国庫補助金1,564万4,000円の増の主な理由としましては、その下の施設型給付・地域型保育給付等事業費国庫補助金の1,090万4,000円を令和4年度の歳入項目に合わせて、児童福祉総務事務費に組み換えるものです。

なお、これは1月に専決補正いたしました、保育士等の処遇改善臨時特別交付金になります。

一番下の段、16款県支出金、1項1目民生費県負担金、2節児童福祉費県負担金の説明欄、施設型給付・地域型保育給付等事業費県負担金5,973万2,000円の減につきましては、国庫負担金同様、保育に係る給付の実績によるものであります。

その下の児童手当費県負担金 293 万 2,000 円の減につきましては、国庫負担金同様、手当扶助の実績によるものであります。

次に、9 ページをお開きください。

1 番目の段、16 款県支出金、2 項 2 目民生費県補助金、2 節児童福祉費県補助金の説明欄、施設型給付・地域型保育給付等事業費県補助金 1,088 万 4,000 円の減につきましては、特別保育事業の実績によるものであります。

次に、その下の 3 目衛生費県補助金、1 節保健衛生費県補助金の説明欄の一番下、こども医療費対策事業費県補助金 885 万円の減につきましては、医療費扶助の実績によるものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

13 ページをお開きください。

一番下の段、3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費、27 節繰出金の説明欄、一番下の丸、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費 1,830 万円の減につきましては、コロナ禍における子育て家庭への国の経済的支援として支給した臨時特別給付金の実績によるものであります。

次に、15 ページをお開きください。

2 番目の段、3 款民生費、2 項 2 目保育所費の説明欄の丸、保育所運営費、2,028 万 2,000 円の減につきましては、公立保育園に勤務する会計年度任用職員の報酬額の確定によるものであります。

次に、その下の 3 目こども支援費の説明欄、一番下の丸、児童手当費 2,215 万円の減につきましては、手当扶助の実績によるものであります。

次の 2 番目の丸、放課後児童健全育成事業費 1,767 万 6,000 円の減につきましては、シルバー人材センターに運営を委託しているクラブ分と、社会福祉法人等に運営を委託しているクラブ分の実績によるものであります。

さらに、次の 3 番目の丸、児童扶養手当費 6,028 万円の減につきましては、児童扶養手当の実績による分と、コロナ禍における国の低所得の子育て世帯に対する、子育て世帯生活支援給付金の実績によるものであります。

さらに、一番下の丸、こどもみらい基金積立金 1,017 万 1,000 円の増につきましては、ふるさと納税者からいただいた寄附金を、こどもみらい基金に積み立てるものであります。

次に、17 ページをお開きください。

1 番目の段、4 款衛生費、1 項 6 目子育て支援保健対策費の説明欄の丸、こども医療対策事業費 2,128 万 4,000 円の減につきましては、主に医療費扶助の実績によるものであります。

次に、繰越明許費について、ご説明いたします。

29 ページをお開きください。

2番目の段、3款民生費、1項社会福祉費の、子育て世帯臨時特別給付金給付事業の200万円から300万円への、100万円の増につきましては、当初繰り越し分の給付対象児童を20名程度に見込んでおりましたが、3月末の申請が多く、28名に増えたことによるものであります。

以上で、令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第12号）中、こども未来部所管の主な歳入歳出についての説明を終わります。

○宇賀神委員長 はい、郷教育総務課長。

○郷教育総務課長 教育総務課長の郷です。よろしくお願ひします。

議案第40号 補正予算（12号）のうち、教育委員会関係についてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

説明書の5ページをお開きください。

下から2段目、14款使用料及び手数料、1項5目農林水産業使用料の説明欄、自然体験交流センター使用料、700万円の減につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、板荷の自然体験交流センターの利用制限を実施し、利用者数が減少したことに伴い、使用料を減額するものであります。

次に、9ページをお開きください。

一番上の段、16款県支出金、2項7目教育費県補助金の説明欄、国体・障害者スポーツ大会推進事業費県補助金286万2,000円の減につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、バレーボール並びに卓球のリハーサル大会を無観客で開催したことや、当初見込んでいました卓球台等の借り上げ費用を民間企業からの協賛により実施することができ、経費が削減されたことから、補助金が減額となったものであります。

次に、11ページをお開きください。

上から2段目、21款諸収入、4項2目教育費収入の説明欄、学校給食共同調理場給食事業費収入360万2,000円の減につきましては、給食費収入の実績によるものです。

次に、歳出についてご説明いたします。

13ページをお開きください。

上から2段目、2款総務費、1項13目芸術文化振興費の説明欄、市民文化センター管理運営費1,560万円の減につきましては、公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団への指定管理者委託料を精算により減額するものであります。

次に、23ページをお開きください。

上から2段目、10款教育費、1項2目事務局費の説明欄、スクールバス管理費830万円の減につきましては、スクールバスの利用が新型コロナウイルスの影響により減少したため、減額するものであります。

次の段、2項小学校費2目教育振興費の説明欄、自然生活体験学習推進事業費366万1,000円の減につきましては、新型コロナウイルスの影響により、板荷の自然体験交流センターでの活動日数が減少したため、減額するものであります。

次の段、3項1目学校管理費の説明欄、校舎等施設整備事業費 220万8,000円の減につきましては、北中学校体育館長寿命化改良工事及び、栗野中学校トイレ洋式化工事の実施設業務委託の入札による減、それとですね、東中学校プール改修工事の監理業務を外部委託ではなく、職員が監理したことにより、減額となったものであります。

次の行、自然生活体験学習推進事業費 403万円の減につきましては、小学校と同様に、中学校におきましても、自然体験交流センターでの活動日数が減少したことにより、減額するものであります。

次に、一番下の欄、5項1目保健体育振興費の説明欄、国体・障害者スポーツ大会推進事業費 1,665万4,000円の減につきましては、歳入と同様に、リハーサル大会が無観客で開催、それとあと、三重国体が中止となり、視察等が実施されなかったことなどが減額の理由であります。

次の行、体育施設管理運営費、637万円の減につきましては、新型コロナウイルスの影響により、公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団への指定管理者委託料を減額するものであります。

次の行、学校給食事業費 624万2,000円の減につきましては、実績により、賄材料費と、委託料を減額するものであります。

以上で、教育委員会関係について説明を終わります。

○宇賀神委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鈴木委員。

○鈴木委員 それではですね、説明書の6ページの13款ですか、障害福祉負担金、やまびこ荘給付負担金の増についてですね、これについて、もう少し詳しくご説明願います。

○宇賀神委員長 高橋障がい福祉課長。

○高橋障がい福祉課長 障がい福祉課長の高橋です。

ただいまの鈴木委員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、やまびこ荘給付費負担金なのですけれども、先ほど厚生課長が説明したとおり、令和3年4月の報酬改定により、単価が増えたことによる増分と、この部分につきましては、1,543万円中、大体800万円でございます。

残りの740万円につきましては、3年度の指定管理者、社会福祉協議会なのですが、通常、この給付金負担金は、令和3年の3月から令和4年2月まで、年間負担金を納めているところなのですが、4年度にやまびこ荘の指定管理者が変更になりましたので、令和4年の3月分につきましては、通常であれば、令和4年度に入るわけなのですが、それにつきましては、令和3年度分、800万円について、納入したということで、増額をしたということでございます。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 はい、鈴木議員。

○鈴木委員 単価が変わったので、増になったということで、単価についてちょっと、もう

少し詳しく教えてください。

○高橋障がい福祉課長 単価について説明をいたします。

単価につきましては、報酬改定により、プラス 0.56%程度の単価増ということで、なっております。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありませんか。鈴木委員。

○鈴木委員 同じページですね、これの14款の使用料で、自然体験交流センター使用料が、コロナ制限により、使用料が、700万円の減となったということですが、このコロナによる制限について、もう少し、ちょっと具体的に教えていただきたいと思います。

○宇賀神委員長 金子生涯学習課長。

○金子生涯学習課長 自然体験交流センター所長兼生涯学習課長の金子です。

ただいまの鈴木委員のご質問にお答えいたします。

この5ページの自然体験交流センター使用料の700万円の減額、これのコロナに対する影響の詳細についてご説明いたします。

昨年8月から9月にかけて、まん延防止等重点措置、緊急事態宣言が発令されまして、栃木県の感染症対策基準に基づきまして、施設の利用の制限をいたしました。

特にこの8月・9月、この時期が、センターにとっては一番の繁忙期になりますので、この時期の休館、あと、県を越える移動の制限、利用者の自粛といったことが重なりまして、宿泊での利用が減りまして、結果、施設の利用料の減収につながっております。

令和3年度の宿泊利用は、学校関係で987人、一般利用が589人で、コロナの影響がなかった令和元年度の宿泊利用の約25%にとどまっております。

こういったことがありましたが、鹿沼市内の小中学校につきましては、当初利用予定でありました33校全てが、時期をずらすなどしまして、体験学習をすることができました。

ですが、宿泊数を減らしたり、日帰りの実施になった学校が多くありまして、結果的にこのように、使用料の収入が減ったということになっております。

今年度につきましては、小中学校、自然体験学習は、予定どおり受け入れをしております。夏休みに実施します「かぬまっこわくわくキャンプ」、こういった自主事業についても、準備を進めております。

感染症対策を徹底しながら進めてまいります。

この700万円のコロナの影響の概要は以上です。説明は以上です。

○宇賀神委員長 はい、館野委員。

○館野委員 ちょっと、国体絡みでちょっとお伺いしたいのですが、歳入と歳出のほうの金額については、了解したのですが、今後また、来週が100日前のイベントがあったり、あとは、その開会に対して、今回は、その他の補正の予算の要求はなかったように見受けられるのですが、順調にこの開催に向けて、コロナ対策とか、いろいろな面で、不安をなく、鹿沼会場としてできるのかを、もし室長のほうでお伺いでき

れば、不安があるかなと。

○宇賀神委員長 大場国体推進室長。

○大場国体推進室長 国体推進室長の大場です。

館野委員の質問にお答えしたいと思います。

今年度ですね、6月23日に、100日前イベントということで、議員の皆さんにも参与となっただいておりますので、ご案内のほうを申し上げているところでございます。

その後、8月20日に、炬火イベントといいまして、オリンピックの聖火にあたる国体の炬火というのがあるのですが、そちらを点火するイベントなどを予定しております。

それで、国体の進捗状況なのですが、現在国体の開催につきましては、観客動員などを定員の2分の1ということで、県のほうで今統一した見解が示されておきまして、したがって会場となるTKCいちごアリーナなのですが、1,500人の収容人数なのですが、半分の750人というところを前提として、いろいろな事業を進めているところでございます。

学校観戦などもたくさんお呼びして、観客を1日750人というのを午前と午後で、入れ替えてというふうに想定をしているところでございます。

したがって、観客のほうですね、1万7,000人ほど来場者を見込んでいます。

関係者などや、選手・監督も含めまして、国体と障がい者スポーツ合わせて、2万5,000人ほどの延べ人数の方に来ていただくことを想定して、コロナ対策なども行った上で、実施していきたいというふうに考えているところです。

なお、コロナ対策につきましては、選手・監督、それから係に從事する人たちにつきましては、県のほうから現段階では、PCR検査を受けた上で、2週間にわたる体調管理を実施した上で、選手・監督と係員は、PCR検査が義務づけられる予定ですので、それらの対策を行った上で、行っていきたいというふうに考えているところであります。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 館野委員。

○館野委員 はい。ありがとうございました。

ちょっとコロナ禍の影響で、大分下火にはなっていると思うのですが、慎重にその開催できることを願うしかないもので、引き続き、しっかり感染対策と、あとは本番に向けて進めてもらえればと思いますので、よろしく願いいたします。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありますか。谷中委員。

○谷中委員 18ページの子育て保健サービス事業費なのですが、妊婦健診の実績で、1,860万円の減ということで、人数とか詳しく教えてください。

○宇賀神委員長 東城健康課長。

○東城健康課長 健康課長の東城です。よろしく願いいたします。

ただいま谷中議員からご質問がありました、妊産婦の健診についての人数でございま

すが、よろしかったですか、はい。

当初、令和元年、619 人でありましたが、令和 2 年が 546 人、令和 3 年が 528 人と、こちらで赤ちゃん訪問等ですね、訪問した数も減っております。こちらによりましての減額ということになっております。

以上になります。

○宇賀神委員長 はい、谷中委員。

○谷中委員 コロナ禍ということで、妊婦さんも大変だったと思うのですけれども、きちんと健診に、家にですか、行っていただいてやってくれていると思うのですけれども、そこは本当にコロナに、感染に注意しながらやっていただいたと思うのですけれども、やはりそんな感じで、普通どおりできたのでしょうか。

○宇賀神委員長 東城健康課長。

○東城健康課長 健康課長の東城です。

おかげ様でコロナ対策をしながら、安全に健診等実施することができました。

以上になります。

○宇賀神委員長 はい、谷中委員。

○谷中委員 やはりそういう健診とかがすごく温かい気持ちで、子育てに自信を持てるという話も聞いていますので、今後もぜひしっかりとやっていただきたいと思います。

少しでも出生率が上がりますようお願いいたします。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありませんか。大島委員。

○大島委員 35 ページのですね、14 款使用料手数料、1 項 3 目の休日夜間診療手数料、3,000 万円の減、これ開設日とか関係した、お医者さんや看護師さんの数が減っているのかなど。

それとあわせて、17、18、歳出のほうの 4 款衛生費、1 項 4 目の診療所費で、休日夜間診療所が、歳出で 400 万円減になっていますよね。

それとあわせてちょっと患者数とか、利用した人数なんかもあわせてご説明願いたいのですけれども、コロナ禍で利用されるのかなと思ったら、かえってコロナでマスクしているので、子供が風邪引かなかったり、いろいろそういった影響もあるのかなと思うのですけれども、ちょっと教えていただけますか。

○宇賀神委員長 執行部の説明をお願いします。東城健康課長。

○東城健康課長 健康課長の東城です。よろしくをお願いします。

ただいまご質問がありました、休日夜間救急診療所の利用についてでございますが、ありません。

先ほどの 400 万円の減ということですが、インフルエンザの流行がなかったことによりまして、大幅に減額をされております。

ちなみにですね、診療所の利用者の推移を、令和元年から申し上げますと、令和元年が 4,021 人、令和 2 年が 1,021 人、令和 3 年が 1,361 人となっております。

インフルエンザの検査の件数も激減しておりまして、令和元年が 1,601 人、令和 2 年がゼロ人、令和 3 年もゼロ人でしたので、減額ということになります。

以上になります。

○宇賀神委員長 はい。

ほかにご質疑はありませんか。はい。鈴木委員。

○鈴木委員 では、最後にですね、14 ページの、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費で、1,830 万円減ということですが、この実績についてですね、教えていただきたいと思えます。

○宇賀神委員長 執行部の説明をお願いします。杉山子育て支援課長。

○杉山子育て支援課長 子育て支援課長の杉山です。よろしくお願いいたします。

鈴木議員の質疑についてお答えいたします。

子育て世帯臨時特別給付金事業費の実績であります。こちらは 12 月に補正いたしました、子育て世帯への臨時特別給付金と、1 月に補正いたしました、これは市単独事業なのですけれども、その所得超過により、上記国の子育て世帯への臨時特別給付金が支給されない世帯に、同じく 10 万円を支給した予算になっております。

それで、実績としましては、まず 12 月補正のほうが、1 万 3,644 人、これは先ほどの繰り越しも含めた形での実績になっております。世帯数が 7,986 世帯になっております。

また、市単独事業の 1 月補正いたしましたものが、671 人、405 世帯になっております。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑、はい、鈴木委員。

○鈴木委員 国のほうでも問題となっていた、この離婚による家庭ですか、についての問題も追跡で実施したと思うのですけれども、その点についてはいかがだったでしょうか。

○宇賀神委員長 杉山子育て支援課長。

○杉山子育て支援課長 鈴木議員の質疑にお答えいたします。

先ほど離婚の話があったと思うのですが、当初 1 月補正をやる時には、まだ対象になかったので、700 人分を予算取りしたわけなのです。

ですが、途中で国のほうの対象になるよということで変わったので、実績としましては、先ほどの 700 人が 671 人になりまして、逆に当初 12 月補正のほうが 1 万 3,800 人を予定していたのですが、そのぎりぎりのこの中に入りまして、1 万 3,644 人というふうに、実績としてなっております。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうしますと、届け出のあった家庭については、支払いできたということでもよろしいわけですか。

○宇賀神委員長 杉山子育て支援課長。

○杉山子育て支援課長 鈴木委員がおっしゃったように、支払いはできたということになっております。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありませんか。

はい。別段質疑もないようですので、お諮りします。

議案第 40 号中、教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり承認とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○宇賀神委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 40 号中、教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第 41 号 専決処分事項の承認について(令和 3 年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号))についてを議題とします。

執行部の説明をお願いします。谷津保険年金課長。

○谷津保険年金課長 保険年金課長の谷津でございます。よろしくお願いいたします。

議案第 41 号 専決処分事項の承認について(令和 3 年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号))についてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書、国民健康保険特別会計の 3 ページをお開きください。

1 番目の段、5 款県支出金、2 項 1 目保険給付費等交付金、1 億 2,938 万 5,000 円の減につきましては、国及び県の交付決定によるもので、1 節保険給付費等普通交付金が 1 億 2,723 万 4,000 円の減。

2 節、保険給付費特別交付金が 215 万 1,000 円の減となるものであります。

その下の段、7 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 440 万円の減につきましては、出産育児一時金支給事業費の給付実績により減額するものであります。

一番下の段、9 款諸収入、4 項 2 目返納金 600 万円の増につきましては、被保険者返納金の額の確定によるものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

5 ページをお開きください。

まず 1 段目、2 款保険給付費、1 項 1 目一般被保険者療養給付費、説明欄 7,900 万円の減及び 3 目一般被保険者療養費 600 万円の減につきましては、1 人当たりの療養給付費及び療養費の額が当初見込みより減少したことによるものであります。

その下の段、2 項 1 目一般被保険者高額療養費、説明欄、4,800 万円の減につきましては、1 項療養諸費と同様に、当初見込みより減額になったものであります。

続きまして、3 段目、4 項 1 目出産育児一時金、説明欄、660 万円の減につきましては、出産育児一時金支給事業費の給付実績により減額するものであります。

その下、4段目、5項1目葬祭費 200 万円の減につきましては、当初見込み件数を決算見込み件数が下回ったことによる減額であります。

一番下の段になります。4款保健事業費、1項1目、特定健康診査等事業費の説明欄の1つ目の丸、特定保健指導事業費 200 万円の減、及び説明欄2つ目の丸、国保健康づくり事業費 2,100 万円の減につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等により、特定健康診査等の受診者数が減少したことによるものであります。

続けて、7ページをお開きください。

8款予備費 3,681 万 5,000 円の増につきましては、歳入歳出の調整額を計上したものであります。

以上で、令和3年度国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

○宇賀神委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

ありませんか。

はい。別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第41号については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○宇賀神委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第41号については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第42号 専決処分事項の承認について（令和3年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。谷津保険年金課長。

○谷津保険年金課長 保険年金課長の谷津です。よろしくお願いたします。

議案第42号 専決処分事項の承認について（令和3年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））についてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書、後期高齢者医療特別会計の3ページをお開きください。

3款繰入金、1項1目事務費繰入金 1,226 万 1,000 円の減につきましては、歳出の健診事業費などの減額によるものであります。

同じく2目保険基盤安定繰入金 127 万 1,000 円の減につきましては、低所得者に対する保険料軽減額の決算見込み額による減額であります。

5款諸収入、3項1目雑入、717 万 3,000 円の減につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等により、健診受診者数が当初見込みより減少したことによる後期高齢者医療広域連合からの健診事業負担金の減額であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

5ページをお開きください。

1款総務費、1項1目一般管理費 1,300 万円の減につきましては、人間ドック、健康診

査等の受診実績により減額するものであります。

その下の段、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の説明欄、127万1,000円の減につきましては、歳入予算の3款1項2目、保険基盤安定繰入金と同額を計上するものであります。

3番目の段、4款予備費、1項1目予備費643万4,000円の減につきましては、後期高齢者医療特別会計全体の決算見込みを踏まえ、最終的な調整額を計上したものであります。

以上で、令和3年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

○宇賀神委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですので、お諮りします。

議案第42号については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○宇賀神委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第42号については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第45号 令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第2号）についてのうち、教育福祉常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。羽山厚生課長。

○羽山厚生課長 厚生課長の羽山です。お願いいたします。

議案第45号 令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第2号）中、保健福祉部所管の歳出についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書、5ページをお開きください。

上から4段目、3款民生費、3項1目施行事務費の説明欄、生活保護運営対策事務費、340万円の増につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方を対象とする、生活福祉資金の特例貸付の申請受付が、8月末まで延長されたことに伴いまして、市独自の支援策として、特例貸付を受けた世帯に商品券を支給する鹿沼市生活再建応援事業をあわせて延長するための経費でございます。

次に、一番下の段、4款衛生費、1項1目保健指導費の説明欄、保健衛生事務費104万円の増につきましては、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対する食料品配送サービス委託料の実績見込みによるものであります。

以上で、令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第2号）中、保健福祉部が所管する歳出についての説明を終わります。

○宇賀神委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鈴木委員。

○鈴木委員 6ページですね、今の保健指導費で、保健衛生事務費104万円の増ですね、

コロナの自宅療養者に、食料品とか応援する内容だと思うのですが、もう少し具体的にちょっと教えていただきたいと思います。

○宇賀神委員長 東城健康課長。

○東城健康課長 健康課長の東城です。よろしくお願いたします。

ただいま、鈴木議員からご質問がありました、新型コロナウイルス感染症自宅療養者に対する食料品配送サービスにつきましては、新型コロナウイルス感染症の陽性判定を受け、保健所から自宅での療養の指示を受けている者で、他者からの支援を受けることができない市民が対象になります。

食料品の内容としましては、レトルト粥 10 個とゼリー飲料が 5 個、経口補水液が 6 本で合計 4,000 円分を 1 人分としまして、療養期間中、1 回のみ配送するものです。

今年度の見込みとしましては、当初、100 人分、40 万円を見込んでおりましたが、長引く感染状況から、自宅療養者がさらに増えることを見据えまして、年間 360 人を想定し、今回、260 人分の 104 万円を上乗せ計上したものです。

以上になります。

○宇賀神委員長 はい、鈴木委員。

○鈴木委員 これは保健所と連携をとってやっていると思うのですが、保健所からも、支援なんかはあるのでしょうか。まず、その市と保健所との相互の協力関係について、ちょっと具体的に教えてください。

○宇賀神委員長 東城健康課長。

○東城健康課長 健康課長、東城です。

陽性者につきましては、人数ですね、陽性判定を受けた人数の報告は、県のほうから順次あるのですが、具体的な、誰とか、そういう情報は鹿沼市には入りません。

ただ、今回の事業の配送がありますよというような、ご案内は県のほうから直接陽性の判定を受けた方には案内があります。

以上になります。

○宇賀神委員長 はい。亀山保健福祉部長。

○亀山保健福祉部長 保健福祉部長の亀山です。

今の健康課長の説明に、ちょっと補足させていただきます。

多分県との連携というのは、同じ日常生活支援の形での連携かと思います。

それで、詳細な品目まで、ちょっと手元に資料がないので、説明は省かせていただきますが、県のほうでも在宅支援の方への食料品の配送というのを行っています。

ただ、県とのやりとりの中で、その配送に結構日数を要するということで、今回、先ほど健康課長が説明しましたように、市独自の支援策として、県が配送する食料品と内容を変えて、なるべくそれよりも早い期間に届くようにということで、品物を厳選しまして、配送をいたしております。

それで、先ほど健康課長が言いましたように、県のほうで感染者の陽性反応、そういっ

たものの把握をしております。

それで、在宅支援になる人への案内も県になりますけれども、そちらで説明する際にも、市で、このような事業を行っているというような説明はしていただいております。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 はい、鈴木委員。

○鈴木委員 県の支援もあるけれども、県の支援がくるまでは、ちょっと時間的に期間がかかるから、その間市のほうでスピーディーに支援を行うという、そういう説明ですね。

3年度のちょっと実績を教えてください。

○宇賀神委員長 東城健康課長。

○東城健康課長 健康課長の東城です。

3年度の実績についてお答えします。

3年度1月から3月までには、71食の利用がありました。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑ありませんか。鰻原委員。

○鰻原委員 あのね、その上の生活保護運営対策事業費、これ詳細な説明をお願いいたします。

○宇賀神委員長 羽山厚生課長。

○羽山厚生課長 ただいまの鰻原委員のご質問にお答えいたします。

こちらの生活保護運営対策事務費につきましては、いわゆる市独自の、先ほど説明いたしましたけれども、生活再建応援事業、これは、いわゆる、県の社会福祉協議会のほうから、生活困窮者に対しては、生活福祉資金の特例貸付、これは2種類あるのですけれども、一つが緊急小口資金というもの。

それと、緊急小口資金を終わった後にちょっと借りられますのが、総合支援資金というのがあるのですけれども、これらの資金をいわゆる借りる方に対して、上乘せとして、商品券5万円、1世帯ですけれども、5万円。

さらに、その世帯が子育て世帯であった場合には、未就学お一人に対し、3,000円。

小中学生で5,000円で、高校生で1万円、これを加算分として出しております。

昨年度の実績をちょっと申し上げますと、昨年度ですと、件数が253件ございました。

それで、交付金額といたしましては、1,294万8,000円。

内訳といたしまして、失礼、そのうち、加算分といたしまして、74世帯、先ほど253世帯というお話ししましたが、そのうちの74世帯に対しまして、加算分がございます。

未就学の方ですと、47人で、14万1,000円、小中学生ですと62人、31万円。

高校生が、32人の32万円、合わせて77万1,000円になります。それが内訳になります。

それで、今年度につきましては、先ほど申し上げましたように、このコロナが長期化す

る影響で、これも実はどんどんその期間が延長されていて、今回やはり8月末まで延びたということで、その分を補正させていただいたということになります。

なお、こちらにつきましては、地方創生の臨時交付金を使っておりますので、全て国のほうの交付金で賄っております。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 はい、鰐原委員。

○鰐原委員 わかりました。ありがとうございます。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありませんか。

はい。別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第45号中、教育福祉関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○宇賀神委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第45号中、教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第58号 令和4年度鹿沼市一般会計補正予算(第3号)についてのうち、教育福祉常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。羽山厚生課長。

○羽山厚生課長 厚生課長の羽山です。よろしくお願いいたします。

議案第58号 令和4年度鹿沼市一般会計補正予算(第3号)中、保健福祉部が所管する歳入、歳出についてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書、3ページをお開きください。

15款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金、1節の説明欄2行目、臨時特別交付金給付事業費国庫補助金、1億4,554万1,000円の増につきましては、国の施策による令和4年度の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に係る補助金で、補助率は10分の10でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

5ページをお開きください。

上から2段目、3款民生費、1項1目社会福祉総務費の説明欄、臨時特別給付金給付事業費、1億4,554万1,000円の増につきましては、歳入で説明いたしました住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付に係る事務費及び給付費を計上するものであります。

以上で、議案第58号 令和4年度鹿沼市一般会計補正予算(第3号)中、保健福祉部が所管する歳入歳出についての説明を終わります。

○宇賀神委員長 杉山子育て支援課長。

○杉山子育て支援課長 子育て支援課長の杉山です。よろしくお願いいたします。

議案第 58 号 令和 4 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 3 号）中、こども未来部所管の主な歳入歳出についてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書、3 ページをお開きください。

1 番目の段、15 款国庫支出金、2 項 2 目民生費国庫補助金、2 節児童福祉費国庫補助金の説明欄、児童福祉総務事務費国庫補助金の 1 億 473 万円の増につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰などに直面する低所得者の子育て世帯に対し、国が特別給付金を支給するための補助金であり、補助率は 10 分の 10 であります。

その下の児童福祉施設整備事業費国庫補助金 715 万円の増につきましては、保育園等がそれぞれ新型コロナウイルス感染症予防対策のための消耗品や備品等の購入に対する補助金で、補助率は 2 分の 1 であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

5 ページをお開きください。

一番下の段、3 款民生費、2 項 1 目児童福祉総務費の説明欄の丸、児童福祉施設整備事業費、1,100 万円の増につきましては、民間保育園の新型コロナウイルス感染症予防対策のための消耗品や備品等の購入に対する補助金であります。

その下の 2 目保育所費の説明欄の丸、保育所運営費、330 万円の増につきましては、公立保育園分の新型コロナウイルス感染症予防対策のための消耗品や備品等を購入する費用であります。

その下の 3 目こども支援費の説明欄の丸、児童扶養手当費、1 億 473 万円の増につきましては、歳入でご説明いたしました、低所得の子育て世帯に対して、給付金を支給するためのものであります。

以上で、令和 4 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 3 号）中、こども未来部所管の主な歳入歳出についての説明を終わります。

○宇賀神委員長 郷教育総務課長。

○郷教育総務課長 教育総務課長の郷です。

議案第 58 号 補正予算（第 3 号）のうち、教育委員会関係についてご説明いたします。

説明書の 7 ページをお開きください。

上から 3 段目、10 款教育費、5 項 3 目学校給食費の説明欄、学校給食事業費、2,956 万 4,000 円につきましては、臨時交付金を活用しまして、物価高騰により、給食材料費が上昇していることから、安心安全な学校給食を維持するために、賄材料費を補正するものであります。

以上で、教育委員会関係について、説明を終わります。

○宇賀神委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鈴木委員。

○鈴木委員 順次聞いていきますけれども、まず8ページですね、この学校給食事業費で2,956万4,000円、これ、一般質問でも取り上げられましたけれども、賄材料費の高騰に対しての手当ということでありまして、値上げ分が8%を予定していると、今後の予想によっては、さらにですね、食材費が値上げされることも考えられるわけですが、どのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

○宇賀神委員長 執行部の答弁を求めます。秋本学校給食共同調理場長。

○秋本学校給食共同調理場長 学校給食共同調理場長の秋本です。よろしくお願いいたします。

鈴木委員の質疑にお答えをしたいと思います。

今後さらに物価高騰したときの対応はということではありますが、引き続き、学校給食につきましても、献立や食材の工夫を行いながら、状況に応じまして、臨時交付金の活用も選択肢の一つとして考えてまいりたいと思います。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 はい、鈴木委員。

○鈴木委員 そうですね、やはり今後、やはりどのぐらい値上げするか、わかりませんが、臨時特別給付金はね、年度内、来年の3月31日まで、枠内であればですけども、続きますから、やはり給食費を抑えるということは、大事なことなので、それを優先的に手当していただきたいと思います。

ほかになければ。

では、もう一つ。

○宇賀神委員長 はい。鈴木委員。

○鈴木委員 それでは6ページですね、この社会福祉総務費の臨時特別給付金給付事業費、1億4,554万1,000円ですけども、この事業費の内訳を説明していただきたい、もう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○宇賀神委員長 執行部の説明をお願いします。羽山厚生課長。

○羽山厚生課長 ただいまの鈴木委員のご質疑にお答えいたします。

こちらの臨時特別給付金の給付事業費の内訳でございますけれども、まず、事業費のほとんどを占めておりますのが、19節の扶助費でございます。

こちらが1世帯当たり10万円の給付金になりますが、令和4年度分の住民税非課税世帯として、1,100世帯を見込み、1億1,000万円。

それで、新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変世帯としては、300世帯を見込み、3,000万円、合計で1,400世帯を見込み、1億4,000万円を計上してございます。

そのほかは、そのほか事業に係る経費となりますけれども、事務費に必要な消耗品、これを47万円。

確認書類などの郵送料、こちらを36万7,000円。

給付金の振込手数料といたしまして、17万6,000円。

電算処理システムの委託料、これが137万8,000円。

また、コールセンターを、やはり設置するのですけれども、そこにかかります職員派遣の委託料、これが315万円。

合計で、こちらの経費554万1,000円、合わせまして、1億4,554万1,000円となります。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 はい、鈴木委員。

○鈴木委員 非課税世帯の10万円のやつですね、これね。いつ頃給付が始まるのか、ちょっと。

○宇賀神委員長 羽山厚生課長。

○羽山厚生課長 ただいまの質問にお答えいたします。

今、準備等も進めているのですが、給付になりますのは、まず住民税非課税世帯への確認書の発送、これを7月上旬。

それで、7月上旬でもなるだけ早い時期、1日でも早い日にということで予定をさせていただきます。

また、給付につきましては、当然確認書がつきましてから、返送などがされると思うのですけれども、その返送が早い方ですと、振り込みを7月下旬頃になるのではないかとというふうなことで考えております。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 ほかにご質疑はありますか。はい。鰐原委員。

○鰐原委員 ではね、児童扶養手当というところ、これか、1億473万円の増の詳細、お願いいたします。

○宇賀神委員長 執行部の説明をお願いします。杉山子育て支援課長。

○杉山子育て支援課長 子育て支援課長の杉山です。よろしくお願いいたします。

鰐原議員の質疑についてお答えいたします。

今回、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金というものが国からきている事業でございます。

具体的には、主にひとり親世帯、低所得で児童扶養手当をもらっている世帯、それから、児童手当または特別児童扶養手当を受給している世帯で、非課税の世帯、こちらが対象となっております。

想定される人数なのですが、今のところ、2,000人を想定しております。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 はい。鰐原委員。

○鰐原委員 2,000人、1人5万円という制度かな。

そうすると、先ほどのね、何だ、臨時特別給付金給付事業費のほうは、職員の方がね、

今まで既存の職員の方がやるのですよ。そうでしょう。今までの職員、働いているその課の職員という意味ね。

そうしますと、児童扶養手当のほうはね、時間外手当だとか、何だ、臨時職員を雇ってやるというふうな予算書になっているのですよ。

そうすると、なぜ、これはそういう項目が、国からお金がきて、そういく、「人を増やしていいですよ」とか、「この5万円、2,000人に配るのに、大変でしょうから、時間外やってもいいですよ」という意味で、国から金がかかるから、こういう臨時職員1人雇ったり、時間外かな、191万5,000円使ってできるということなのですか。

そのお金を10万円、片一方は1,100世帯にお配りになる課と、片一方は5万円を2,000人にお配りになるというのの事務量の違いがあるのかどうか、その辺ちょっと、予算書を見ると違うものですから、ご説明願えれば。

○宇賀神委員長 執行部の説明をお願いします。杉山子育て支援課長。

○杉山子育て支援課長 すみません、子育て支援課長の杉山です。

ただいまの鰻原議員の質疑にお答えいたします。

先ほど羽山課長のほうでご説明があったかと思うのですが、7月に申請書をまず発送するという話があったと思うのですが、こちらの子供の5万円のほうは、6月までに、6月中に、もう5万円を支給してくださいというふうに来ているのですね。

それなので、申請以前の問題で、もう今、物すごく忙しい状況で、正直やっております。

それで、5月の25日に、国のほうで自治体向け資料というのが、5月の25日付できたところなのです。

それで、要領等がその前日の24日付で、国の要領が発出してございまして、実際本当に5月末にうちのほうにきていまして、それで、6月中には支払わなければならないというところになっておりますので、もう口座に入金をするという形でやっておりますので、ちょっと確かに委員がおっしゃったように、多少人件費とか、時間外に違いはあるかなと思うのですが、既にもう29日ですので、月曜日かな、チラシ、ほやほやのチラシが、ひとり親のができてきている、ひとり親家庭以外のチラシができてきたりしてございまして、これを発送、これから発送作業を行いまして、予定としましては、もう6月の29日にお支払いをしてしまおうかなというふうに考えております。

それで、全員はもちろんできないので、6月29日スタートなのですが、大部分が児童扶養手当対象者と、あと児童手当で、非課税の方ということなので、それを人数的に拾いまして、7割ぐらい、全体の7割ぐらいは、29日に支払いができるように、今ちょっと早急に忙しく、準備をしているところなものですから、ちょっとご理解をいただくと、ありがたいなというふうに思います。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 はい。羽山厚生課長。

○羽山厚生課長 厚生課長の羽山です。

申し訳ありません。

保健福祉部のほうのですね、こちらの臨時特別給付金の給付事業につきましては、実は昨年度、やはり補正で取らせていただいたのですが、そのときに繰越明許で、繰り越しのほうでありますよというふうなことで、実は繰り越している部分がございます、それで、国のほうでは、この繰越金を活用して、今年度も引き続き実施をしていいというふうなことでございますので、こちらの会計年度任用職員などにつきまして、もし必要な場合にはですね、こちらの繰越金を活用して賄いたいというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○宇賀神委員長 はい。鰐原委員。

○鰐原委員 まあ残業して、大変だということですね。ひとつ、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

○宇賀神委員長 はい。

ほかにご質疑はありませんか。

はい。別段質疑もないようですので、お諮りします。

議案第 58 号中、教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○宇賀神委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 58 号中、教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会において、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育福祉常任委員会を閉会します。

ありがとうございました。

(0時04分)